

令和六年六月二十八日受領  
答弁第二〇五号

内閣衆質二二三第二〇五号

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員中谷一馬君提出偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「効果的な注意喚起を政府として検討し、実行することができていたならば被害の急増を防ぐことができたと考えるが如何か」及び「政府が連携をして注意喚起を配信していたならば・・・詐欺被害を未然に防ぐことができた可能性があったと考えるが如何か」とのお尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難であり、これを前提にしたお尋ねについてもお答えすることは困難である。

三について

政府においては、これまで警察庁等の関係省庁のウェブサイト等のほか、政府広報も活用して、御指摘の「SNS型投資・ロマンス詐欺」（以下「SNS型投資・ロマンス詐欺」という。）について注意喚起を行ってきたところである。

四について

お尋ねについては、政府として、令和六年六月十八日の犯罪対策閣僚会議で決定した「国民を詐欺から

守るための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害を防止するために効果的な広報啓発等を実施していくこととしている。

具体的には、総合対策において、「SNS型投資・ロマンス詐欺においては、金融商品取引法上の無登録事業者である可能性がある者からの勧誘による被害が多数発生しているところ、このような被害を防ぐため、関係省庁が連携した政府広報を実施するほか、事業者団体等との連携を強化しつつ、デジタル空間をはじめ、多種多様な媒体を活用するとともに、ICTリテラシー向上に係る啓発の機会等、あらゆる機会を通じての効果的な広報・啓発を推進する」こととしている。

また、総合対策において、「SNS型投資・ロマンス詐欺の犯行には、SNSやマッチングアプリが数多く利用されている実態があるところ、利用者が不審なアカウントとのやり取りを開始するときなど、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害に遭うおそれがある場面等を捉えて、各サービスの利用者に個別に適時適切な注意喚起を行うよう、各事業者に対して働き掛ける」とともに、「利用者からの専用相談窓口を開設するとともに、SNS上の、金融商品取引法に違反する可能性がある広告や投稿等に関し、情報収集等を行うための体制を整備した上で、SNS事業者等と連携し、投資家等に注意を促すための取組等を推進

「あな」は「あな」。